

(宛先) 港区長

『みなとタバコルール宣言』登録申請書（新規・変更）

宣言：私たち（事業所名）は、『みなとタバコルール』の趣旨を理解し、賛同し、ルールを守るため、行動します。

登録情報	事業所名			
	所在地	(〒 -)		
	電話	※個人電話番号の登録はできません		
	URL	※個人アドレスの登録はできません		
	業種・業態 カテゴリ	<input type="checkbox"/> 小売店・販売店 <input type="checkbox"/> 事務所・オフィス <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 宿泊施設 <input type="checkbox"/> その他 () ※ <input type="checkbox"/> には <input checked="" type="checkbox"/> (チェック) をしてください。		
	従業員の数	<input type="checkbox"/> 10人未満 <input type="checkbox"/> 10人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上		
		《行動プラン》 行動可能なプランに <input checked="" type="checkbox"/> をつけてください。 <input type="checkbox"/> 社内でのポスター掲示 <input type="checkbox"/> 社内報・社内メールでの周知 <input type="checkbox"/> 社員への啓発品配布 <input type="checkbox"/> 社内ビジョンやサイネージでの動画放映 <input type="checkbox"/> キャンペーンへの参加 <input type="checkbox"/> 地域のクリーンアップ活動 <input type="checkbox"/> その他		
担当者情報	担当者氏名		連絡先	
	メールアドレス			

みなとタバコルール（港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例第9条）

《区内全域で全ての人を守るルール》

屋外の公共の場所（道路、公園、公開空地など）では

- ①たばこの吸い殻のポイ捨て禁止
- ②喫煙禁止（指定喫煙場所を除く。）

私有地で喫煙する場合は

- ③公共の場所にいる人にたばこの煙を吸わせることがないように配慮

《区内で事業活動を行う全ての事業者の方が守るルール》

④事業者の所有する敷地内で喫煙する場合、屋外の公共の場所にいる人がたばこの煙を吸わされないようにするため、灰皿の移設、撤去、喫煙場所の確保などの環境整備を行わなければならない。

- ⑤従業員や取引先など事業活動に関わる人に、①から③のルールを守らせるよう努めなければならない。



【区使用欄】		受付（登録）No.	
受付簿登録	<input type="checkbox"/> 済み (/)	ホームページ登録	<input type="checkbox"/> 済み (/)
啓発品の提供	<input type="checkbox"/> 済み (/)	摘要	